

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。
 3 2 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市処理欄					
特別徴収義務者 指定番号				※市町村ごとに異なります	
宛名番号					
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号		課・係			
		氏名			
		電話		(内線)	
異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収方法		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額 円	
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) (月分で納入 (月 日納期分) 3. 普通徴収 (理由		控除社会 保険料額 円	
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。		1 (普B) 他の事業所で、特別徴収・普通徴収として扱う乙欄 該当者			
2 (普C) 毎月の給与が少なく、税額が引けない		3 (普D) 給与の支払期間が不定期 (例：給与の支払いが毎月 ではない)			
3 (普E) 普通徴収として扱う事業専従者 (個人事業主のみ該 当)					

(宛先) 中央市長		住所(居所) 又は所在地		〒	
年 月 日提出		フリガナ			
給与支払者 (特別徴収義務者)		氏名又は名称			
		代表者の 職氏名印		ⓧ	
		個人番号 又は法人番号			
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 異動年月日	
受給者番号(整理番号)		フリガナ		円	
氏名		(旧姓)		月から 月まで 円	
生年月日		昭和・平成 年 月 日		円	
個人番号				円	
1月1日 現在の住所					
給与の支払を受け なくなった後の住所					

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定		
1. 異動が平成 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)		徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)
2. 異動が平成 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		.	円	円
異動者印		.	円	円

相続人の氏名等	
氏名	続柄
住所	
電話	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書き3を参照してください。)

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の 氏名及び 所属課、 係名並び に電話番 号		課・係	
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地		〒		氏名	
フリガナ				電話	
氏名又は名称		ⓧ		(内線)	
代表者の職氏名印					

新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。
新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。
納入書 要 ・ 不要

「お願い」
退職された方の未徴収税額は、1
月以降の退職の場合、特別徴収
義務者による一括徴収が義務づけ
られていますが、12月以前の退職
の場合でも、退職後に海外へ引っ
越すことが決まっている場合等
は一括徴収して下さるようお願い
いたします。

【提出先】 〒409-3892 中央市臼井阿原301番地1 中央市役所税務課